

令和7年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和7年3月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 令和7年3月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名
- | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 1番委員 | 櫛 湊 武 重 | 2番委員 | 近 藤 民 治 | 3番委員 | 内 海 博 光 |
| 4番委員 | 林 功 | 5番委員 | 片 野 羊 二 | 6番委員 | 青 柳 健 市 |
| 7番委員 | 鈴 木 保 雄 | 8番委員 | 中 島 博 恵 | 9番委員 | 須 藤 栄 寿 |
| 10番委員 | 阿 部 均 司 | 11番委員 | 藤 井 好 博 | 13番委員 | 阿 部 敏 男 |
| 14番委員 | 原 澤 幸 好 | 15番委員 | 原 澤 章 | 16番委員 | 田 村 隆 司 |
| 17番委員 | 高 橋 品 子 | 18番委員 | 戸 澤 奈実恵 | 19番委員 | 中 島 工 リ |
- 4 欠席委員 1名
- | | |
|-------|-------|
| 12番委員 | 庭 野 明 |
|-------|-------|
- 5 議事録署名委員
- | | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 18番委員 | 戸 澤 奈実恵 | 19番委員 | 中 島 工 リ |
|-------|---------|-------|---------|
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- | | | | | | |
|------|-------|----|---------|----|---------|
| 事務局長 | 林 義 信 | 書記 | 中 山 文 弥 | 書記 | 我 妻 園 華 |
|------|-------|----|---------|----|---------|
- 7 会議に附した事件
- | | |
|--------|---------------------------|
| 議案第 4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について（保留） |
| 議案第 8号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 9号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第10号 | 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について |
| 議案第11号 | 農地に該当しないことの証明願について |

協議事項・報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (2) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

その他

- 農薬委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

議 長	会長議長となり、議事録署名委員に 18 番戸澤奈実恵委員・19 番中島工リ委員を指名し議事に入る。
	続いて、4、議事に入ります。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、本案件は、前回の2月の農業委員会において保留とした案件になります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2回総会にて保留となった農地法第3条の規定による許可申請について決定を求める。

保留案件、1件。

次のページをお開きください。

番号1をご覧ください。

読み上げは省略させていただき、前回ご意見いただきました事項についてご説明いたします。

事務局

それでは、私のほうから説明させていただきます。

この案件については、先ほど会長の言ったとおり、前回の保留案件になります。

皆様に審議していただいて、新たに誓約書の提出と営農計画書を変更していただくことで譲受人の代理の方に話をさせていただきました。

その結果、2月17日に提出があったんですけども、大分うちのほうで相談して、営農計画書とか厳しいような内容になっております。作付時期、果樹の植栽本数とか仕入先、品種とかというまで記載するようにしたんですけども、譲受人の方は画面のとおり記載して提出となりました。

ここで、実行性があるかどうか、そういう問題で審議の対象になったんですけども、添付資料に計画ということで決定しておりますので、実行性についても、書面ではありますが、成り立つということであります。

そのほかに、不許可になる場合ということで、不耕作地があるかどうか、それも調べたんですけども、今現在、耕作してしまして、その辺もクリアされているかと思えます。

以上です。

議長

今、事務局の説明をいただきました。

皆様方のほうから、これについてのご意見、ご質問あったらお受けしたいと思えます。

(発言する者なし)

よろしいですか。

前回のときに質問やって、これをまた新たに向こうに質問というか確約書的なもので質問の内容から取っていただいたんだと、事務局はと思いますが、確かに実行性というようなことはなかなか難しい、ここまでやっていただければいいんだけど、その後は、庭野さんだったり、それから田村さんだったか、その質問で、やっぱり次の展開が想定されるというようなご質問内容でしたよね。それを想定してのご質問があったと思います。その辺は事務局としてはどういうふうな対応をこれから考えていくか、あるいは、そういう懸念を何か払拭できるようなものなど、今の段階ではここまでしかできませんよというのが事務局の対応なのか、いかがでしょうか。

事務局

申請に対してどこで不許可にするかという問題になると思うんですけども、これで我々がつくった誓約書のちゃんと再提出がありましたので、その辺については潰されてしまったというような感じです。

逆に、不許可にするとどうしてという問題が来ると思うんですけども、そうすると、いろいろ民法上の関係でも、信義誠実の原則点があるんですけども、相対で信用し合って、うちは信用がなかったんで、信用というか実行性が認められなかったんで、こういうものをつけなさい、そうすると、それに対して相手方ちゃんと提出があったものですから、これからどうなるか、違法転用というの考えられる。今現在、植栽本数とか品種とかを書いて、それをちゃんと耕作してあるのが確認できたら、それに越したことはないと思うんですけども。

議長

でも、それは後手になっちゃうでしょう。結局は、俺なんか植えるから見に行くという状況になってくるわな。

それと、今の展開で、結局、今ここで皆さんが承認していただくということになると、結局はもう所有権移転だから、4条に入ってくる。もしあれするなら次の段階に入ってくるのでは、その段階で何かこっちからやっていけるようなことというのはどうなんですか。

事務局

まず、ちょっと書類の説明させてもらいたいんですよ。ざっくりになっちゃって。まず、誓約書、引いてもらって。

まず、今回、さきの2月10日の会議でもあったんですけども、まず、誓約書と営農計画書というのを提出していただくということで、取りあえず保留になったということなんですけれども、まず、誓約書に関しては、今回の当該地で耕作をするよということで、その下いってもらうと、このチェックされているところが6項目あるんですけども、内容としては、ちゃんとまず上から確認をしていくと、「農地を効率的に利用して耕作します」というのは、ご本人がそうしますということで誓約をしていると。権利取得後は必要な農作業に従事しますということ。

次が、地域の水利等、そういったいろんな地域の取決めに関してはちゃんと守るよという内容です。

次、4番目、地域の農地の利用調整があった場合は、その調整に参加しますと。

最後、この5番目が結構重要なんですけれども、さっき会長のほうも言っていたんですけども、農地法を遵守するとともに、農地法その他の法令等に違反する行為により注意・指導を受けた場合は、その指示に従いますということなんです。

上の4つに関しては、ちゃんと耕作をするよというような誓いをいただいていると、その最後の5番目に関しては、例えば違反転用などが行われた場合はしっかり是正をするよということもちゃんと誓っていただいている。なので、3条の耕作をするということも誓ってもらっていますし、例えば、万が一、違う使い方をした場合はちゃんと元に戻す、是正しますよということも誓っていただいているので、この書類をベースとして、例えば違反転用が行われた場合は、これを根拠として指導のほうをみなかみ町農業委員会のほうで行っていくというふうに想定をしているというふうに考えています。

	その下、営農計画書です。 これはさきの会議でもあったとおりなんですけれども、さっき事務局長のほうも話がありましたけれども、梅を植えて、品種、シラカガ、作付期間が3月から4月で50本植えますと。さらに、仕入先も〇〇〇〇さんから仕入れをするということで、しっかり営農計画出していただいているということなので、まず、3条でこういった計画があり、さらに誓約書のほうでちゃんと耕作をするよということを誓っていただいているので、そういった部分で3条の部分は問題ないかなと。 仮に違反転用を行った場合も、さっきの5番目のちゃんを守ってねということで、違反をしているということはちゃんと是正をするよということも誓っていただいているので、それを根拠に進めさせていただければなというふうに思います。
議 長	分かりました。 皆様のほうからご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。 （「なし」の声） この農業委員会としては、これを承認する形でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、この案件につきまして、議案のとおり可決いたします。許可いたします。 続きまして、議案第8号でございますが、私のほうの案件がありますので、これより職務代理に進行のほうをお願いしたいと思っております。 お願いいたします。
職務代理	それでは、会長案件があるということですので、私が代わりまして議事のほう進行いたします。よろしくお願いいたします。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件、3件。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
職務代理	ありがとうございました。 事務局の説明は終わりました。 番号1について、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
1 番委員	1番の櫛渕です。〇〇〇〇〇地区担当の櫛渕です。 3月2日に現地をということで伺いまして、〇〇〇〇〇さんと、かなり高齢だったので、ちょっと続柄は分からなかったんですけども、多分ご子息ではないかなという方にお会いしてお話を伺ってまいりました。 〇〇〇〇〇さんは、皆様ご存じのとおり、「〇〇〇〇〇〇」というお店を

やっておられる家でございます。

(発言する者あり)

それですから、現地はその前の道路を水上方面に向かいまして、途中、下に川のほうに下りるところがあるんですけども、そこに行ったところの場所でございます。

申請地には休耕と書いてあったから荒れているのかなと思って行ったんですが、その半分にブルーベリーが、下の半分、左側というか川べりのほうに半分ぐらいブルーベリー、それから柿の木とか植わってあって、ここのところに、そういう状況でした。

それで、この借入期間が期限付ということで、2年という非常に短いんですよ。こうして作るのかなと思って、〇〇さんにもお会いしたいと思って、連絡したんですけども、ちょっと分からなくて、本人にはお会いできなかったんですけども、申請書どおりで、そんなに、ここも耕作されているし、本人が作るというような意思があって貸せますということになっていたもんですから、それ以上のことはいいのかなというふうな判断をしてきました。

皆さんのご審議のほどをよろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

この件について質疑等ございましたら、挙手をしてお願いします。

(発言する者なし)

特になければ、議案第8号の1の案件を許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続いて、議案第8号2について、担当委員より報告をお願いします。

2番委員

2番、〇〇〇〇地区担当の近藤です。お世話になります。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

3月4日、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇〇より東へおよそ700mぐらいのところですよ。

4日、代理人の〇〇〇〇さんに電話にて確認いたしました。

譲渡人の〇〇さんが相続により取得しましたが、高齢のため、譲受人、〇〇さんが農作業にさく時間もおり、従業員の手も借りながら耕作したいということとであります。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は150日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水稻耕作を継続されており、周辺の耕作は水田のため支障ありません。

そのほかに懸案事項は特にございません。よろしく審議されますようお願いいたします。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

この件について質疑等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

質疑等なければ、議案第8号の2の懸案を許可してよろしいでしょうか。

	(「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。 続いて、議案第8号、番号3について担当委員より報告をお願いします。
2 番 委 員	お世話になります。2番、〇〇〇〇地区担当の近藤です。 農地法3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 3月4日、現地調査を行いました。 申請地は、〇〇〇〇〇より東へおよそ500mのところでは。 4日、代理人の〇〇〇〇さんに電話にて確認いたしました。譲渡人が子供に農業経営の安定と合理化を図るため、譲受人、父が亡くなり土地を相続することになり、農業経営拡大のため、母より贈与してもらうということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行と思われます。年間従事日数は360日です。和牛の繁殖をするには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、和牛の繁殖を現在行っており、周辺の耕作は畑のため、支障はありません。 そのほかに懸案事項は特にございません。よろしく審議いただきますようお願いいたします。 以上です。
職 務 代 理	ありがとうございました。 この件について質疑等ありましたらお願いします。 (「ありません」の声) 質疑等ないので、議案第8号の3の案件は許可としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。 議案8号が終わりましたので、私は議事進行、会長に戻したいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第9号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明がございます。
事 務 局	6ページをお開きください。 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について。 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件、4件。 次のページをお開きください。 ◇(議案書・順次、朗読説明) 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	事務所、ありがとうございました。 これより番号1番について、担当委員さんの調査報告をお願いしたいと思います。

3番、〇〇地区担当の内海です。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、県道〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇〇〇〇〇より北北東へおよそ400mのところにあります。

3月2日、現地調査を行い、翌日、代理人である〇〇〇さんに確認いたしました。〇〇〇〇〇〇さんが休耕中の畑に倉庫及び作業場を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われるます。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われるます。

周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。現在、予定される土地での野菜作りは、もう大分前からやられております。また、農用に転用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害はないと思われるます。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

外国人の農地取得ということになりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ありがとうございました。

皆さんのほうから、ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

では、すみません。私のほうからよろしいでしょうか。

この外国の方は、先ほどちょっと新聞でもあれしましたが、永住したいと、長くここに住みたいというような状況がある方です。それでも本国に帰ってしまって、あれすると、ここが投棄されて、そのまんま凍結されちゃうようなことになるかなと思うので、その辺をちょっとお伺いしたいなと思っております。

奥さんが〇〇人です。
それで、今、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇行って、両国を行ったり来たりで、結構頻繁に来て、いろいろな作業をされていますし、あとはいろいろなスポーツ用の、例えばカヌーをしまったりとかという倉庫を置きたいということで、今後この場所を投棄して逃げ出すような心配は全くないと思います。

何か土地改良したり何かするときに、やっぱりそここのところは登記できなかったりするんで、こういうような新聞にちょっと規制をかけようというような、これまだ決定じゃないんだっけ。

（発言する者あり）

その懸念はないだろうというふうに判断してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

皆様のほうからご質問、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

（「ありません」の声）

では、お諮りいたします。

議案第9号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続いて、議案第9号の番号2について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

7番委員

7番、〇〇担当の鈴木でございます。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇〇〇より南、約100mのところでございます。

3月3日、現地調査を行い、申請者の〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんに確認いたしました。また、所有者の〇〇〇〇さん外2名の方に会いまして話を聞き、〇〇さんはじめ高齢でありまして、また、せがれさんが跡を継げないという話なので、その休耕の畑に〇〇〇〇〇〇の〇〇さんが工場兼ボイラー室を建てる計画をされています。

転用目的の妥当性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。また、先ほどもあった土地の不許可で工場を建てたという敷地があるんですけれども、その部分に対しては始末書を添付させております。

また、実行に、申請面積の妥当性が周辺の状況からも適当と思われます。又、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても、想定される被害等はございません。また、その想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ここで、皆様のほうからご質疑、ご質問承りたいと思います。

いかがでしょうか。

10番委員

10番の阿部なんですけれども、この〇〇〇〇は企業ですよ。企業は農業を目的としないことを前提として工場用地として、ちょっと私の勉強不足なんだと思うんですけれども、農地を取得できるということが可能なんですか。その辺をちょっと。

議長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

転用目的で5条であれば、そういったことは。

10番委員

5条であれば可能だということですか。

事務局

そうですね。転用して工場用地として使うということなので。

10番委員

分かりました。

議長

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者あり)

企業であるけれども、大丈夫、それは。転用に。

それに、こっちが第2種農地になっているから、だから転用可能だし、とい

うことではないのか。致し方ないのかなという気はします。

ここのところに始末書を添付であって、それは一部はこれは農業委員会とは関係ないというか、越権行為になるかもしれませんが、地主さんとのその辺の話合いは随契で取って、無断で借りていたわけではなくて、その辺は了解済みの。

事務局 そうですね。確認しています。

議 長 皆さんのほうから、ご質疑、ご意見、賜りたいと思います。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

特段のご質問ないので、お諮りいたします。

議案第9号の2の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続いて、議案第9号の番号3について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

8番委員 8番、〇〇〇〇地区担当の中島です。

農地法第5条による申請案件について調査報告をいたします。

申請地は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側200mぐらいのところになります。

3月4日、現地調査と申請者に会いました。現地は、ご多聞に漏れず、すごい雪の下ではありましたが、たまたま、ここのところ、農振除外の申請の調査の折、歩いておりまして、やっぱり大方のところは確認しております。

申請者は、犬を預かる施設やドッグランを増設したいとのことでした。今までちょっと軽い施設はあったんですけども、ちょっと規模を拡大したいとのことでした。ちょうど今見える写真の向こうが住まいで、手前が申請地になります。隣接しているという感じです。

許可が下り次第、実行したいとのことでした。それに伴いまして、申請書、見積書、設計書、資金等は確認でき、許可が下り次第、実行したいとのことでした。申請面積も建物面積を含め718㎡と適当かと思われます。

また、周囲に農地は存在せず、転用することによって生じる諸案件は皆無かと思えます。

また、農地法とはちょっと関係ないんですが、今まで犬を飼うことによって周りの人が迷惑を被ったかどうか、ちょっと聞いてみたんですけども、今までそういうことはないということでした。隣、結構空き家が多いんで、あれだったんですけども、その他懸案事項はありません。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

皆さんのほうから、ご質疑、ご意見賜りたいと思います。

ちなみに、事務局、これ農振除外は何年に出ているんですか。

事務局 令和5年9月の申請です。

議 長	そのときはどのような、目的は今と同じ。
事務局	同じです。事業用地。
議 長	それから、周辺のことも対応を中島さんのほうから報告がありましたように、別段、今まで問題がないというお話でございました。 本当に、皆様のほうからのご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。 （「ありません」の声） ないとのことでございます。 それでは、お諮りいたします。 議案第9号の3の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、許可相当と決定いたします。 続いて、議案第9号の番号4について、担当委員さんからの説明をお願いいたします。
11番委員	11番、〇〇〇〇〇〇担当の藤井です。 農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇より南へおよそ100mのところでは。 3月1日、現地調査を行い、申請者の〇〇〇さんに確認いたしました。 〇〇〇さんが休耕地の畑に駐車場として利用したいということで、先ほどの始末書にもありましており、既に駐車場として利用されておりまして、除外されております。 周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。 なお、申請面積の妥当性ですが、周辺の状況から適当と思われます。 同様に、営農することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても、想定される被害等はないと思われます。 その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。 審査のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 皆様のほうからご意見、ご質疑賜りたいと思います。 （発言する者なし） なければ、お諮りいたします。 議案第9号の4の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、許可相当と決定いたします。 議案第10号のほうに移らせていただきます。 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について、事務局より説明がございました。
事務局	9ページをお開きください。 議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について。

議長

事務局

議長

さんが負担するのは大変だからと、審議で、減歩率で皆さん均等に出していただいて、これを〇〇に買っていただきました。

そして、その個人の負担金を充当したところで、もうその時点で登記が、15年から圃場整備が終わり、17年頃には登記になっておるわけで、その時点で〇〇として地目変換といいますか、それをやればよかったのではなかろうかと、ちょっと文句を言いましたが、〇〇もこういうことをするんだなと文句をいいましたけれども、皆さん、そういうことで、関わった方はここがどういう用地であるかは承知しているところであります。

本来は申し上げていいかどうか分かりませんが、温泉用地ということで、そのときには皆さんに了解を得られておった。〇〇〇〇というのがありますがけれども、町営の、あれを引っ張ってきて、そこに温泉センター的なものを造ろうということで、皆さんに了解を得ている土地でございました。

そんなことでございまして、本来、もうそのときから管理地と、〇〇の土地ということで、今になってここに出てきたんですけれども、遅くなりましたけれども、そういうことで皆さんにご理解をいただければと思っております。

以上です。

これから皆さんのご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

なければ、お諮りいたします。

議案第11号の案件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、証明することと決定いたします。

協議事項、報告事項に入らせていただきます。

事務局、ございますか。特にない。

皆様のほうから何かございましたら、お願いいたします。

3番委員

地域計画の進展というのはあるの。

議 長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

地域計画なんですけれども、取りあえず案として公表しなさいと、2週間で公表しなさいということで、先月の2月20日から3月6日まで2週間、ホームページ上で公表しております。まだアップされていますので、ご覧いただければと思うんですけれども、それが終わりますと、意見聴取になるんですけれども、意見どうか聴取して、なければ、そのまま正式な地域計画として、ちょっと今、準備、修正かけたりしているんで、今週か来週の頭には告示ができればなと思っております。

この地域計画は完成されたものではないので、これからだんだんと地域の皆さんの意見を聞いて精度を高めていければなと思っております。

策定した場合は、農業委員会と農地中間管理機構と県へ正式なものを報告するという事なんですが、改めて皆さんの前に提示させていただければと思っております。

以上です。

議 長

いかがでしょうか。

3 番委員 非常に分かりづらいんですけれども。
結局、最初の内容だと、その関係者、関係機関が集まって基をつくっていく
みたいな話は。

事務局 本来だと、これボトムアップなんですよ。
皆さんの地域に集まって、リーダー的な人が今後の10年を見据えてどうし
ていくか地域で決めてもらって、それを文章化とか地図上に農地を落として可
視化するというのが本来なんですけれども、なかなか所有者さんに集まっても
らう機会もなく、意見というのがなかなか難しいということで、取りあえず
国のほうはできる限り今年度中につくって、それをだんだん今後精度を上げて
いって、だんだん完成に近づけていければいいということなんで、取りあえず
これはスタートということでつくらせていただいておりますけれども、つ
くったというより案としてはみたいなものです。

3 番委員 それじゃ、3月までにどうのというのは。

事務局 3月までに告示しなさいという、出来上がったものは、どうしようかな。

3 番委員 どここのセクションのリーダーなのか全然分からないでしょう。

議 長 その場所のリーダーというか。

事務局 リーダーというのは、そういうふうにやってもらえたら一番やりやすいん
ですけれども、やっぱり行政指導じゃなくて、地域でこういうことを、10年後
を見据えて自分たちがどうするか、自分がここを耕作しますよ。もし自分がで
きななかった場合は違う人がというふうに名前とか挙げるんですよ。ちょっと
後で。

3 番委員 かなり絵に描いた餅という感じ。

事務局 そう言われちゃうと。
だから、もともとの出だしというのが、国が平成25年に集積率を80%に
すると掲げたんですよ。それで、そのために人・農地プランをつくって、地
域で協議して集積率を上げるようにしようと、それで5年、25年だから10
年後、令和5年になるんですけれども、令和5年のときに集積が60%ぐら
いになったんですよ。だもんで、効率、行程化して、地域で協議させて、ちゃ
んと協議の場を設けてするようにと法律に盛り込んだんですよ。
だから、認定市町村はそれをつくらなければならない。スタートとして、そ
のやつをつくって、年々それを精度して、何ですか、完成形にというんですか、
ブラッシュアップして、いいものにつくり上げていきなさいよと。

3 番委員 絵に描いた餅で、JAの話の中でも全然出てこないですよ。だから、勝手
にやる人がいて多分、集めても集まらない。

事務局 だから、地域の中で、農家さんじゃなくても、一般の方でも、じゃ、俺がここ作るよなんていう話ができるような、それが理想というんですか、それが国が考えていることなんですよ。

北海道なんてでっかいところだと、1枚の畑にしろ。ものすごいでかいじゃないですか。集積率が90%以上なんですよ。ほとんど借りて農地を拡大しているんですよ。

ここは中山間地で、なかなか、傾斜もあるので、なかなか集積して大きくしていくというのはちょっと難しい。整地されたところでも限られるじゃないですか。本当、平らなところしか。うちなんか19.4%。80%に程遠い状態。群馬県でも60%ぐらいなんですよ、令和5年で。だから、国の課題で80%もともとそのときは五十何%だったから、昔が、平成25年で48.7%だったんですよ。昔で。国が。それを80%にすると。市町村で考えて集積率を上げていけとってつくらせたんですよ。

3番委員 取りあえずは、各農地の名札をつくったわけだね。後からこれをどう動かしていくかとか、誰がその企画をつくるの。

事務局 だから、中の集落で話し合いをして、12集落あるんですけども。

議長 事務局、それはホームページの中に載っている。

事務局 ええ。

議長 だと、閲覧も可能なんだよな。持ち出しは駄目だけれども。

事務局 閲覧は可能で、名前は個人情報なので。

議長 ここで今やりますか。それとも、興味のある方は、ちょっとまた時間を置いた後に閲覧をしてやりますか。

事務局 もしあれなら、終わってからちょっと見ていただければと思うんで。

議長 ご興味がある方。
(発言する者あり)

事務局 すみません。後で。まだ、少し見れば。

議長 自分の担当するところというか、その辺を、もし閲覧が希望の方がいましたら、事務局を後でお伺いして閲覧できるそうですから。

事務局 できますし、町のホームページのお知らせに掲載しているので、ちょっとスマホだとちっちゃいかもしれないですけども、スマホとかでも見られますので。

3番委員 見れば、例えばこの土地は借りられる人の土地だとかというあれが分かるんですか。

事務局 まず、アンケート調査を去年の3月やったものをまずデータとして落とし込んで、地域の協議の場という形で3地区分かれて、旧町村単位でお話をさせてもらったじゃないですか。それをまたベースとして地図に落とし込んだものが載っているんですけども、案として。
その案を、今、皆さんに見てもらうよという期間が3月6日に終わったんですけども、その案が終わって、次、さっき事務局長のほうおっしゃったんですけども、今週か来週ぐらいに確定版、地域計画の確定版を掲載します。今載っているのは案の状態のものが見られる状況。

3番委員 確定版だと一般の方も見られると。

事務局 出来てからもホームページに来ていただいて。

(そうすると、どこが、の声あり)。

事務局 そうです。
理想は、そういうふうに常にブラッシュアップのような形で、いろんな方に見てもらいながら、意見をいただきながらつくっていくという。地域計画自体は出来上がる予定です、来週、再来週で。

事務局 つくらないと、補助事業とかの関係、認定農業者の方が補助事業とか融資するに当たり、その地域計画でもうたっているんですけども、補助事業名とかそういうのが合致しないともらえなくなってしまうのが一番こわいんです、どうなるか分からないので、その辺は加味して、地域計画は文面プラス図面なんですけれども、できるようにはしてあります。

3番委員 目標レベルが高い、国の。そこまでいく計画をつくらない限り認定しないということでしょう。だから、実際つくれない。

事務局 だから、人・農地プランというのは、あれは作文なんですよ。作文で、やっぱり集積率が上がらないから、実質化というんで、座談会開いて協議しろというのあったんです。令和2年とか。それでも駄目なんで、法律に盛り込んだんですよ。
だから、我々がやっているのは法律の順番で、地域計画案を公表しろと、ちゃんと告示して、そういう書類をつくっていかないとなもんで、今スタートということで、申し訳ないんですけども、そんな感じになってしまうんですけども。
次回、ちょっと告示されたもの、そのコピー、12地区あって、地図だけで96枚あるんですよ。1件だと96÷12なんで、1か所6枚ぐらい。8枚か。そんな膨大な資料になってしまう。だから、1か所だけ、皆さんにどういうものなのかお見せします。次回。

議 長	内海さん、よろしいでしょうか。 よろしいという話は、事務局に閲覧をお願いしていただいて、目にしていたいて。
3 番委員	どうに進んでいくのかなという、別に自分がどうかということじゃなくて、農業委員として。
議 長	それはちゃんと説明してくれます。
事務局	毎年、協議の場というんですけれども、協議の場を定期的にしなさいよというのをうたっているんです。だから、その辺はこうしたこと考えて、1 か所で集めるか、地域によって見てもらうか、来年度考えていきたいと。
事務局	すみません。5 の協議事項。
議 長	そう、終わり。
事務局	事務局のほうからもありますので。
議 長	それでは、6 項の規定による届出、これでいいんですか。 （「はい」の声） 農地法第 18 条 6 項の規定による届出について、事務局より説明がござい ます。
事務局	17 ページをお開きください。 ◇（議案書・順次朗読説明） 以上、よろしくお願いします。
議 長	ご説明がございました。 皆様のほうからご質疑ある方は挙手をお願いいたします。 （発言する者なし） ないようですので、承認といたしたいと思います。 続きまして、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説 明がございました。
事務局	それでは、私のほうから説明させていただきます。 お手元の資料の 19 ページからになります。 「令和 7 年度最適化活動の目標値の設定について」をご覧ください。 農業委員会は、法律（農業委員会等に関する法律）により、農地の集積・遊 休農地の解消・新規参入の促進といった農地の最適化活動を行います。これを 毎年、目標設定を各農業委員会で定めることになっております。そして、それ を公表するということです。 今回の設定値については、事務局案として皆様に示し、群馬県農業会議に確 認を求めた上で、改めて 4 月の総会にて決定し、公表することになりますので、 よろしくお願いします。

20ページ、先ほどの説明もあったんですけども、地域計画もあったんですけども、農地の集積ということで、現状、みなかみ町の集積率は19.4%ということになります。これは、これまでの集積面積が312.6ha割る管内の農地面積1,610になります。

今回の7年度目標値としては、21.0%を目標値として設定しております。12年度までの目標集積率を66%までとするような目標を設定しました。これについては、群馬県の農地中間管理事業における集積目標と同じとなっております。

先ほどもあったんですけども、全体の国の現在の集積率というのは60.4%、5年度になります。群馬県が43.8で、みなかみ町は先ほどお伝えした19.4%。一番多い、80%を目標に国掲げているんですけども、80%以上というのは北海道だけになります。北海道については、令和5年度現在91.8%という集積率となっております。

最適化活動を行う目標日数については昨年度と同じになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ご説明が終わりました。

皆様のほうからのご意見をお願いいたします。

(発言する者なし)

お諮りいたします。

なければ、原案どおり承認することといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

6番のその他のほうに移らせていただきます。

皆様のほうから何かその他でご意見ありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、事務局、何かご用意がありましたら、お願いいたします。

事務局

特にありません。

議 長

特にない。

では、特にお知らせも何もないということなので、本日の議事・報告事項の全てを終了いたしたいと思います。

事務局にお返しいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後1時49分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

18番委員

19番委員